

D その他特約プラン

必ず基本契約と一緒にご加入ください。

さまざまなリスクをカバー!!

●補償内容と保険料

補償内容の詳細は15~16ページをご覧ください。

重要

保険金のお支払方法等重要な事項は、12ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

<保険期間1年、団体割引20%適用>

補償項目	補償概要	D1コース	D2コース	D3コース
個人賠償責任補償特約	日常生活で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって負う法律上の賠償責任を補償します。 ※示談交渉サービスを実施します(国内のみ)。	1億円 (自己負担額0円)	1億円 (自己負担額0円)	1億円 (自己負担額0円)
受託品賠償責任補償特約	日常生活で他人から借りた物(国内で借りた財物にかぎります。)に損壊・紛失・盗難が生じた場合等の法律上の賠償責任を補償します。	10万円 (自己負担額5,000円)	10万円 (自己負担額5,000円)	10万円 (自己負担額5,000円)
携行品損害補償特約	外出先で、身のまわり品が破損や盗難等により被害を被った場合に補償します。	30万円 (自己負担額3,000円)	30万円 (自己負担額3,000円)	30万円 (自己負担額3,000円)
先進医療等費用補償特約	国内で病気・ケガで入院または外来で治療し、先進医療や臓器移植を受けた際に要した費用を補償します。	—	100万円	500万円
三大疾病診断保険金支払特約	次のいずれかに該当したときに、三大疾病診断保険金をお支払いします。 ①次のいずれかに該当したこと。 ア.初めてがんが診断確定されたこと。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目以降に該当した場合にかぎります。 イ.原発がん(※)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後、初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ.原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※)初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。	—	100万円	100万円
月払保険料	(D2、D3コースの場合) ・保険料は、保険開始日(保険始期日または中途加入日)時点の満年齢によります。 ・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。 ・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険開始日(保険始期日)時点の満年齢による保険料となります。	0~24歳	400円	410円
		25~29歳	460円	470円
		30~34歳	540円	550円
		35~39歳	670円	680円
		40~44歳	890円	900円
		45~49歳	1,200円	1,210円
		50~54歳	1,610円	1,620円
		55~59歳	2,240円	2,250円
60~64歳	3,090円	3,100円		
65~69歳	4,090円	4,100円		

●「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html>)

●保険金をお支払いできない主な場合(概要)

詳細は15~16ページをご覧ください。

補償項目	内容
個人賠償責任補償特約	◆故意による事故、同居の親族に対する事故 ◆業務遂行に直接起因する事故 ◆自動車・航空機・船舶による事故 ◆被保険者が所有・使用・管理する財物に対する事故 ◆被保険者の心神喪失に起因する事故 など
受託品賠償責任補償特約	◆故意による事故、同居の親族に対する事故 ◆自然の消耗または性質による変質・変色 ◆瑕疵、ねずみ食い、虫食い ◆偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ◆屋根、扉、窓等から入る雨・雪の損害 など
携行品損害補償特約	◆地震、噴火またはこれらによる津波での事故 ◆自然の消耗または性質による変質・変色 ◆偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ◆瑕疵、ねずみ食い、虫食い ◆置き忘れまたは紛失 ◆機能に支障なき擦傷・塗料のはがれ ◆クレジットカード・プリペイドカード・船舶・自動車・原動機付自転車・オートバイ(雪上用を含みます。)、自転車・サーフボード・ウインドサーフィン・眼鏡・コンタクトレンズ・動物・植物・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・ラジコン模型・義歯などに生じた事故 など
先進医療等費用補償特約	◆故意による事故 ◆自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ◆麻薬・あへん・大麻または覚せい剤などの使用 ◆頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ◆戦争・外国の武力行使・革命・内乱 など
三大疾病診断保険金支払特約	◆故意による事故 ◆自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ◆麻薬・あへん・大麻または覚せい剤などの使用 ◆戦争・外国の武力行使・革命・内乱 など